

X. E F T取引

1. はじめに

金融法務研究会『各国銀行取引約款の検討—その I 各種約款の内容と解説—』(1996年2月)に取り上げられた約款例では、E F Tに関する規定はあまり多くない。すなわち、アメリカのチェース・マンハッタン銀行 (Chase Manhattan Bank) におけるいくつかの約款 (小切手口座、貯蓄口座、ペイ・バイ・フォンなど)、フランスのクレディ・リヨネ銀行 (Crédit Lyonnais) における約款 (預金口座)、ドイツのバイエルン・フェラインス銀行 (Bayerische Vereinsbank) における約款 (ユーロチェック・サービス約款) などである。ここでは、これらの約款のほか、アメリカの連邦E F T法、イギリスの銀行、住宅金融会社およびカード発行者が個人顧客との関係において遵守しなければならない行為準則 (Code of Practice to be observed by Banks, Building Societies and Card Issuers in Their Relations with Personal Customers (March 1994))⁽¹⁾、日本のカード規定〔試案〕等を比較検討する⁽²⁾。

2. カードの利用限度額

(1) チェース・マンハッタン銀行

チェース・マンハッタン銀行では、預金の預け入れ、資金の移動について、1回あたり1ドル以上10万ドル未満に制限されている。また、預金の引き出しについては、取引の種類によって異なっている。すなわち、1日あたり500ドルまで (Chase 24 Hour Bank Card, Chase Money Card, Chase Express Card)、ま

たは1日あたり1,000ドルまで(Chase Paersonal Banking Card,One Chase Banking Card)までに制限されている。

また、手数料については、顧客は、チェース・マンハッタン銀行のATMを利用するときには25セント(ただし、口座の残高要件をみたしていないとき)、チェース・マンハッタン銀行以外のATMを利用するときには75セントの手数料を負担しなければならない。

(2) クレディ・リヨネ銀行

クレディ・リヨネ銀行では、カードによる預金の払戻しについては、連続2営業日あたり3,000フランまで(ただし、口座の残高の範囲内)に制限されている。なお、フランスでは、銀行によって、引き出しの限度額は異なっているようである。

フランスでは、一般に、1枚のカードが預金の払戻しのためのキャッシュカードと加盟店で買物などに利用するためのクレジットカードとを兼ねている(クレディ・リヨネ銀行だけでなく、多くの銀行がカルト・ブルーと呼ばれる共通のカードを発行している)。しかし、預金の払戻しだけのキャッシュカードも存在する。クレディ・リヨネ銀行では、キャッシュカードの利用については、1月あたり20フランの手数料を払わなければならない。

(3) バイエレン・フェラインス銀行

バイエレン・フェラインス銀行では、預金の引き出しについては、金融機関がその限度額を設定し、通知するとされている。そして、顧客が他の金融機関のATMを利用するときには、利用限度額のうち400マルクまでに制限

され、外国では、その国で定められているE c保証限度額までに制限される。

(4) 日本のカード規定〔試案〕

日本のカード規定〔試案〕では、預金の引き出しについて、「3. (支払機による預金の払戻し) (2) 支払機による払戻しは、支払機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。」と定められている。このように、カード規定〔試案〕でも、各銀行が払戻しの限度額を定められるようになっている。しかし、銀行において実際に用いられているカード規定においても、カード規定〔試案〕と同じ表現がなされていて、具体的な限度額は示されていないようである。そして、ATM機に払戻しの限度額が表示されている。たとえば、ある銀行ではその銀行の預金の払戻しについては1日あたり500万円、他の提携金融機関の預金の払戻しについては1日あたり200万円とされている。

3. CD機、ATM機、POSの利用

(1) チェース・マンハッタン銀行

チェース・マンハッタン銀行では、ATM機による預金の預入れおよび払戻し、口座間の資金移動のほかに、POS端末における取引に関するサービスも提供されている。

(2) バイエレン・フェラインス銀行

E cカードの利用者は、そのカードをPOS店舗での代金支払いに利用す

ることができる。利用限度額については、銀行が設定し、カード利用者に通知することとなっている。

(3) クレディ・リヨネ銀行

前述のように、カルト・ブルーはクレジットカードを兼ねているので、加盟店における利用代金の支払いに利用することができる。また、最近ではPOSカードとしても利用されているようである。利用限度額については、約款に明記されていないが、30日あたり1万フランのようである⁽³⁾。

4. カード、暗証番号の保管

(1) チェース・マンハッタン銀行

チェース・マンハッタン銀行の約款では、カードの不正利用に関して、カード利用者の注意義務に関する規定は置かれていないようである。

(2) バイエレン・フェラインス銀行

バイエレン・フェラインス銀行のユーロチェック約款では、利用者の注意義務について具体的に規定し、その理由を説明している。すなわち、ユーロチェック用紙とECカードは特別の注意をもって、別々に保管しなければならないと定めている。さらに、カード利用者は、第三者が暗証番号を知ることがないように注意しなければならないとし、とくに、第三者に個人暗証番号を教えたり、ECカードに記入しないようにしなければならないことも規定している。そして、その理由について、ECカードを所持し、個人暗証番号を知っている者がEC現金自動支払機から現金を引き出し、POS店舗で

代金を支払うことによって、E cカード用の口座の負担となることがあるからであるとしている。

(3) クレディ・リヨネ銀行

後述するカードの不正使用の場合における責任の前提として、カルト・ブルーの保有者は、カードの保管および使用について責任を負う旨が規定されている。なお、カードと暗証番号は、別に送付されているようである。

(4) 日本のカード規定〔試案〕

日本のカード規定〔試案〕では、まず、カードおよび暗証番号の保管義務について、「10. (暗証照合等) (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。」と規定されている。さらに、カードの譲渡、質入れを禁止する旨の規定が置かれている。すなわち、「13. (譲渡、質入れの禁止) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。」と規定されている。

(5) イギリスの行為準則 (Code of Practice)

イギリスの行為準則では、カード発行者は、カードと暗証番号を別々に発行することを定めている。そして、カード発行者は、顧客に不正行為を防止するために、カードおよび暗証番号について注意をすべき責任について説明することを定めている。

5. カード不正使用の損失負担

(1) チェース・マンハッタン銀行

チェース・マンハッタン銀行の約款では、カードの保有者がカードの紛失・盗難について、それを知った時から2営業日以内に銀行に通知すれば、無権限使用に関して50ドルを超える責任を負わない旨が定められている。

そして、もし、カード保有者が2日以内に通知せず、適時に通知があれば銀行が無権限使用を防止できたことを銀行が証明できるときは、カード保有者は500ドルまでの責任を負うことが定められている。

カード保有者に正当な理由があるときには（たとえば、長期の旅行など）、通知のための期間をさらに2日間延長するとしている⁽⁴⁾。

(2) バイエルン・フェラインス銀行

バイエルン・フェラインス銀行の約款では、不正使用の種類によって異なる定めが置かれている。

① E cカードおよびユーロチェックの不正使用によって生じた損害

保証の要件（6条(1)による）がみたされている場合には、金融機関は、ユーロチェック用紙に関してE cカードの不正使用によって生じた全損害の90%を負担すると規定されている。そして、口座名義人は、損害の10%を負担するものとされている。また、金融機関に対してE cカードの紛失が通知された場合においても同様とする旨が定められている。

② E c現金自動支払機またはPOS店舗の支払におけるE cカードの不正使用による損害

口座のある金融機関の支店または事故連絡センターに対してE cカードの紛失が通知された時点以降においては、金融機関は、E c現金自動支払

機またはPOS店舗での支払によって生じたすべての損害を負担すると規定されている。その場合には、その時点までは、カード利用者に交付されたE cカードの不正使用によって生じたすべての損害の90%を金融機関が負担するものとされている。そして、口座名義人は、第7条による利用限度の範囲内で生じた損害の10%のみを負担するものとされている。

(3) クレディ・リヨネ銀行

クレディ・リヨネ銀行の約款では、前述のように、カードの保有者は、カルト・ブルーの保管および使用について責任を負う旨が規定されている。そして、カードの紛失または盗難の結果生じた第三者によるカードの不正使用の場合においては、カード保有者は、所定の手続きをとった時点（電話、テレックスまたは電報による通知）から免責されると規定されている。ただし、通知について書面による確認のなされたことを条件とするとされている。

さらに、口座の名義人は、カードの保有者でない場合であっても、カード保有者と同一の責任を負うむねが定められている（カードは口座名義人およびその受任者に発行される）。

カード保有者または口座名義人がカードの不正使用に関して責任を負う場合に、その責任は、500フランに制限されると定められている。ただし、(a) カード保有者の過失 (faute) または共謀による場合、(b) カード保有者または口座名義人の配偶者、尊属または卑属による利用の場合、(c) 取引について暗証番号の使用を必要とするCD機またはATM機の利用の場合は、この限りではないと規定されている。(b)および(c)の場合には、前記の手続きをとった時点から、カード保有者または口座名義人は免責される旨が定められ

ている。

(4) 日本のカード規定〔試案〕

日本のカード規定〔試案〕では、まず、カードおよび暗証番号の確認とその効果について、「10. (暗証照合等) (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。(3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうへ取扱いしました場合にも前項と同様とします。」と規定されている。

また、ATM機等の操作上の誤り(誤入力)について、「11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。」と規定されている。

(5) イギリスの行為準則

イギリスの行為準則では、顧客がカードを受領しなかった場合、顧客によ

る紛失、盗難等の通知がなされた以後の無権限取引の場合、機械またはシステムの瑕疵により損害が生じた場合には、カード発行者が損失を負担する旨規定されている。

そして、顧客による紛失、盗難等の通知以前の損失については、顧客の負担を50ポンド以下に制限することが定められている。しかし、顧客の詐欺的な行為または重大な過失による損害については、顧客が全額を負担することが定められている。この場合において、顧客に詐欺または重大な過失のあったこと、顧客がカードを受領したことについて、その証明責任はカード発行者が負うものとされている。

6. まとめ

(1) 諸外国の立法

周知のように、アメリカでは、電子資金移動取引に関する立法として、消費者保護の観点から1978年に連邦EFT法が制定され(連邦制度準備理事会による規則Eによって補充されている)、さらに大口取引を含めた一般的な私法ルールに関して、1989年に統一商法典4A編が制定され、多くの州によって採用されている。たとえば、連邦EFT法では、EFTサービスを提供する銀行の開示義務などについて規定されているほか、無権限取引について消費者の負担を50ドルに限定する50ドルルールが採用されていることなど、注目に値する点は少なくないが、その内容についてはすでに多くの文献があるので、ここでは省略する⁽⁵⁾。

フランスでは、1985年7月11日の法律第695号において、カードによる支払いについて支払者がそれを撤回できないことを規定した(22条)。その後、

この規定は、1991年12月30日の法律第91-1382号（小切手および支払カードに関する法律）によって廃止されたが、その内容は維持されている。すなわち、手形小切手に関する1935年10月30日デクレ=ロワ（décret-loi）の57-2条では、支払カードまたはクレジットカードによる支払の撤回不能が定められている⁽⁶⁾。なお、57-1条では、支払カード（carte de paiement）、払戻カード（carte de retrait）の定義がなされている。

(2) 欧州委員会の勧告

欧州委員会は、1987年12月8日勧告によって、電子的な支払に関する行為準則を定め、1988年11月17日勧告によって、支払システム、とくにカードの保有者と発行者との関係について定めている。それによれば、カード発行者の責任として、書面による契約をすること、カードが十分に機能しないことあるいはカードの欠陥に起因する損害についての責任を負うこと、紛失盗難の通知を24時間受け付けること、顧客の要求があれば個別の取引の明細書を交付することなどを定めている。

(3) 日本の約款

日本のカード規定〔試案〕では、顧客によるカードおよび暗証番号の管理、引き出し限度額、不正利用の損失分担、提携先金融機関の責任の制限などについての規定が置かれている。日本のカード規定〔試案〕の特色は、カードによる引出限度額が諸外国に比して大きいことである。そして、無権限者によるカードの利用について、カードと暗証番号の確認がなされた場合には、預金者（消費者）がその損失の全額を負担することとなっていて、責任限度

額が設定されていない。利用限度額が大きいことと合わせると、諸外国の約款に比して預金者の負う危険が極めて大きいものといわなければならない。

注

(1) この行為準則は、イギリス銀行協会 (British Bankers' Association)、住宅金融会社協会 (Building Societies Association) および手形交換サービス協会 (Association for Payment Clearing Services) によって制定されたものであるが、行政庁、消費者団体、銀行オンブズマン等の付託を受けた独立の委員会の審査に照らして改定されたものである。行為準則は、金融機関における健全な慣行を推進するために定められたもので、顧客との取引において従うべき基準を定めたものである。

(2) 以下の記述において、チェース・マンハッタン銀行、クレディ・リヨネ銀行およびバイエルン・フェラインス銀行の約款の各条項については、とくに明示しないが、金融法務研究会・前掲書に記載されている。なお、クレディ・リヨネ銀行の約款は必ずしも最新のものではなく、取扱いの変更されているところもあるようである。

(3) フランスの国立消費研究所 (Institut National de la Consommation) が発行している消費者向けの雑誌である 50 MILLIONS DE CONSOMMATEURS の276号 (1994年9月) 16頁による。なお、ゴールドカードの場合には、限度額は30日あたり5万フランとなっている。そして、いずれの場合にも、銀行によってそれ以上の額が設定されていることもあるようである。

(4) なお、このような取扱いは、法律に従ったものであるが、銀行によって多少の差異があるようである。以前に筆者のしたヒアリング調査によれば、

ケミカルバンクの場合には、その期間が7日間となっている。

(5) 岩原紳作「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性(1)～(10・完)」ジュリスト1083号～1090号、1092～1094号に多くの文献が引用されている。

(6) なお、フランスでは、一定の種類 of 債務あるいは一定額以上の債務については現金による支払いが禁止されているので、このような規定を置くことの意味は大きいと思われる。

[野村豊弘]